

就職

●職業相談・紹介

窓口にて就職に向けた職業相談を行なながら、正社員からパートタイムまで様々な職種の求人への紹介を行っています。

△品川区就業センター ☎5498-6353

またはハローワーク品川

☎5418-7315

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa.html>

→P.6・103

●内職の相談とあつ旋

内職についての相談と、内職希望者に仕事のあつ旋をしています。また、内職者を求めている事業主の方にも、条件にかなう内職者の方を紹介します。

品川区就業センター ☎5498-6353

→P.6・103

●無料職業紹介所サポしながわ

おおむね55歳以上の方を対象にした、就職に関する無料の相談窓口です。また、企業からの求人も受け付けています。

無料職業紹介所サポしながわ ☎5498-6357

→P.5・48・103

●職業相談

若年者から高年齢者まですべての年齢層の求職者の方を対象に、キャリアカウンセリング・職業紹介・各種セミナー・就職面接会等を実施しています。ご利用には登録が必要です。

東京しごとセンター ☎5211-1571

→P.6

●職業訓練

都立城南職業能力開発センターでは、求職者や離転職者向けに12の訓練科目を設けています。入校時期は4月・7月・10月・1月。募集はおおむね入校時期の2~3カ月前に「広報東京都」などでお知らせします。ハローワーク（公共職業安定所）の指

示を受けて入校した方には、雇用保険の失業給付の支給があります。訓練修了者には、求人情報の提供・就職の紹介を行っています。

都立城南職業能力開発センター
東品川3-31-16 ☎3472-3411

④指定店の割引利用（百貨店・洋服・洋品・レンタカー・葬祭店など）

品川区勤労者共済会 ☎3787-3044

(中小企業センター4階) ➤P.103

中小企業の支援

●企業法務相談

企業経営者や企業法務担当者が抱える企業法務全般（債権回収、労使問題、各種契約書、クレーム対応など）について弁護士が相談に応じます。

商業・ものづくり課中小企業支援係

☎5498-6340

→P.6

●経営相談

中小企業の経営安定化のため、経営・経理・創業・融資の相談に応じています。また、必要に応じて現地に相談員を派遣し、経営診断を行います。

商業・ものづくり課中小企業支援係

☎5498-6334

→P.7・103

●特許相談

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続はもちろん、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士が相談に応じます。

商業・ものづくり課中小企業支援係

☎5498-6340

→P.7

●各種講座

中小企業の経営者や従業員を対象に各種の講座を実施しています。

商業・ものづくり課中小企業支援係

☎5498-6340

●太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成（業務用）

区内の中小企業等が、事業所に太陽光発電システムや蓄電池システムを設置する場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で件数・受付期間・対象機器に制限があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●事業所用LED照明設置助成

区内の中小企業等が、事業所に区内施工業者を利用してLED照明を設置する場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で件数・受付期間・対象となる機器に制限があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●低公害車買換え支援助成

区内中小企業者・個人企業者で「東京都環境保全資金」の利子補給金等交付決定通知を受けた方を対象に利子補給・信用保証料補助をします。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●エコアクション21

認証取得助成

環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得した中小企業を対象に、取得に要した費用の一部を助成します。

詳細は、区ホームページをご覧ください

さい。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

中小企業への融資

●品川区の融資あつ旋制度

区内中小企業の方々が、事業に必要な資金を借り受けたいときに、区が金融機関に利用条件を満たす区内事業者の方々をあつ旋し、金融機関が融資を実行する制度です。

次の2つのメリットがあります。

- ①利子の一部を区が負担しますので、低利で融資を受けることができます。
- ②東京信用保証協会の保証付き融資の場合、信用保証料の全部または一部を区が補助します。

[ご利用できる方の条件]

資金の種類によって多少異なりますが、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ①法人は、本社所在地または事業所が区内にあること。個人は、住所または事業所が区内にあること。
- ②引き続き1年以上、同一事業を営んでいること。
- ③東京信用保証協会の保証対象業

種を営んでいること。

- ④許認可が必要な業種の場合、その許認可を受けていること。
- ⑤事業税、住民税を滞納していないこと。
- ⑥下記の規模の業種に該当していること。

◆表13-1、◆表13-2

商業・ものづくり課中小企業支援係

☎5498-6334

●東京都の融資制度

東京都産業労働局金融部金融課

☎5320-4877

伝統的産業の振興

●品川区の伝統工芸品の展示・実演

中小企業センター 1階ロビーに品川区の伝統工芸品を展示し、匠の技を紹介しています。また、品川区伝統工芸保存会会員による実演も行っています。

[場所] 中小企業センター ➔P.103

また、毎年1回「伝統の技と味／しながわ展」(きゆりあん)が開催されます。

この他、品川区伝統工芸保存会会員による伝統工芸ふれあい教室（各区立小学校）なども実施しています。

商業・ものづくり課管理係

☎5498-6335

◆表13-1 融資あつ旋対象

業種	製造業、運輸業、建設業等	卸売業	サービス業	小売業・飲食業
従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下

◆表13-2 品川区の融資あつ旋制度

(令和5年4月現在)

資金名	融資限度額	返済期間	本人負担率(年利)	信用保証料補助
小規模企業特別事業資金	2,000万円 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高がある場合は、その分減額されます。	5年以内（据置6ヶ月含む）	3年間無利子 4年目以降年0.2%以内	全額補助
事業設備資金	3,000万円	7年以内（据置6ヶ月含む）	年0.6%以内	2/3
事業運転資金	2,000万円	5年以内（据置6ヶ月含む）	年0.6%以内	
創業支援資金 ※1	2,000万円	10年以内（据置12ヶ月含む）	年0.2%以内 または 年0.7%以内	全額補助ただし 第二創業は1/2
経営支援資金	設備 2,500万円 設備・運転併用 2,500万円 運転 1,500万円	設備 7年以内（据置6ヶ月含む） 設備・運転併用 7年以内（据置6ヶ月含む） 運転 5年以内（据置6ヶ月含む）	3年間無利子 4年目以降年0.2%以内	2/3
経営安定化資金	3,000万円	10年以内（据置12ヶ月含む）	年0.6%以内	
事業承継支援資金	2,000万円	7年以内（据置6ヶ月含む）	3年間無利子 4年目以降年0.6%以内	
事業活性化資金	4,000万円	7年以内（据置6ヶ月含む）	年0.6%以内	1/2
商店街活性化資金	1億円（通算）	10年以内（据置12ヶ月含む）	年0.2%以内	2/3
団体事業資金	3,500万円	7年以内（据置6ヶ月含む）	年0.6%以内	なし
環境対策資金 ※2	1,500万円	7年以内（据置6ヶ月含む）	年0.2%以内	2/3

《問い合わせ》商業・ものづくり課中小企業支援係 ☎5498-6334

※1 特定創業支援事業者として区から認定を受け、かつ初めての創業の場合、3年間無利子になります（4年目以降、本人負担、年0.2%以内）。
また、初めての創業に該当し、情報通信事業分野で創業する具体的な計画を有している場合、3年間無利子になります（4年目以降本人負担、年0.2%以内）。

※2 アスベストを除去する際等、所定の要件を満たした場合「環境対策資金」がご利用になれます。